

大阪大学産業科学研究所アライアンス委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、附置研究所間アライアンスによる人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンスの研究を推進するため、アライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、附置研究所間アライアンスに係る重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業科学研究所の専任教授のうちから所長が指名する者
- (2) 次に掲げる各プロジェクトグループから選ばれた専任教授 各1名
 - ア 「エレクトロニクス 物質・デバイス」プロジェクトグループ
 - イ 「環境エネルギー 物質・デバイス・プロセス」プロジェクトグループ
 - ウ 「生命機能 物質・デバイス・システム」プロジェクトグループ

(3) その他委員会が必要と認めた者

2 前項各号の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年7月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年1月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。